

『大東世語』「品藻」篇注釈稿

堀 誠・松本 豊・上原菜摘子・崔 海燕
丁 秋娜・李 軍・内田 剛

〔凡例〕

一、本稿は、服部南郭『大東世語』「品藻」篇の本文と原注に関する注釈である。

二、注釈は、早稲田大学大学院教育学研究科二〇〇八年度科目「国文学演習」（堀 誠担当）の受講生（松本 豊、上原 菜摘子、崔海燕、丁 秋娜、李 軍、内田 剛、政岡 依子）が講読担当話の発表資料に基づいて原稿化した。

三、底本は、早稲田大学図書館蔵本『大東世語』（寛延三年へ一七五〇）刊に依り、また典拠に関しては同館蔵本『大東世語考』（方寸菴漆鍋稿、寛延四年へ一七五〇）を参考にした。

四、「品藻」篇の都合十六話を、「品藻一」のように順次表記した。

五、注釈は本文の「書き下し文」・「訳文」、原注の「書き下し文」・

『大東世語』「品藻」篇注釈稿（堀・松本・上原・崔・丁・李・内田）

〔訳文〕、および〔語釈〕、〔典拠〕から構成される。

一、「書き下し文」は、原則として底本の訓点を尊重しつつ、適宜これを改めた。

〔品藻一〕

紀淑望①目先達和歌之體。曰。花山僧正②。尤得歌體。然其詞甚華而少實。如畫圖好女。徒動人情。在原中將③之歌。其情有餘。其詞不足。如菱花雖少彩色。而有薰香。文琳④巧詠物。然其體近俗也。如買人之著鮮衣。宇治山僧喜撰。其詞華麗。而首尾停滯。如望秋月遇曉雲。小野小町⑤之歌。古衣通姬之流也。然豔而無氣力。如病婦之著華粉。大友黑主歌。古猿丸大夫之次也。頗有逸興。而體其鄙。如田夫之息花前也。

〔書き下し文〕

紀淑望 先達の和歌の體を口して曰く、「花山の僧正は、尤も歌の體を得たり。然れども其の詞 甚だ華にして實少し。畫圖の好女の、徒らに人情を動かすが如し。在原中将の歌は、其の情餘り有りて、其の詞足らず。萎花の彩色少なしと雖も、而して薰香有るが如し。文琳は巧みに物を詠む。然れども其の體 俗に近きなり。賈人の鮮衣を著くるが如し。宇治山の僧 喜撰は、其の詞華麗にして、而して首尾停滯す。秋月を望みて曉雲に遇へるが如し。小野小町の歌は、古の衣通姫の流なり。然れども豔にして氣力無し。病婦の華粉を著くるが如し。大友黒主の歌は、古の猿丸大夫の次なり。頗る逸興有りて、體 其れ鄙なり。田夫の花前に息^{じふ}ふが如きなり」と。

〔訳文〕

紀淑望は先達の和歌の体裁を批評して言った、「花山の僧正は、（この六歌仙の中で）尤も歌のさまを心得ている。しかしその詞は華やか過ぎて、真実味に欠ける。絵画の美女が無駄に人の心を動かすようなものだ。在原中将の歌は、その情有り余って、それを表す詞が足りない。萎んだ花の彩色は褪せているといっても、芳しい香りが残っているようなものだ。文琳は巧みに物を詠む。しかしその詠んだ歌の様は、俗に近いものである。商人が鮮やかな衣服を着たようなものだ。宇治山の僧の喜撰は、その詞は華麗であるが、はじめの良さがおわりまでに滞ってしまう。秋の月を眺めていて、明け方の雲に遇って隠されてしまふようなものだ。小野小町の歌は、古の衣通姫の流派に属する。し

かし美しいばかりで氣力に欠ける。病気の女性が白粉をつけているようなものだ。大友黒主の歌は、古の猿丸大夫の系統に属する。いささか自由な趣きはあるが、その（歌の）さまは低俗である。農夫が花の前で休息しているようなものだ」と。

〔原注〕

- ①發昭之子。民部太輔。
- ②良安世之子。左少將宗貞。後爲僧。更名遍昭。住華山。
- ③平城帝之孫。阿保主之子。右中將。
- ④文屋康秀。字琳。
- ⑤出羽守良眞女。

〔書き下し文〕

- ①發昭の子なり。民部太輔なり。
 - ②良安世の子、左少將宗貞なり。後に僧と爲る。名を遍昭と更め、華山に住む。
 - ③平城帝の孫にして、阿保主の子なり。右中將なり。
 - ④文屋康秀なり。字は琳。
 - ⑤出羽守の良眞の女なり。
- 〔訳文〕
- ①紀發昭の子である。民部太輔である。
 - ②良峯安世の子で、左少將良峯宗貞である。後に僧となった。名を遍昭と更めて、華山に住んだ。
 - ③平城天皇の孫で、阿保親王の子である。右中將である。

④文屋康秀である。字は琳。

⑤出羽守、小野良真の娘である。

〔語釈〕

紀淑望 ? 九一九。平安時代前期から中期の漢学者、儒学者。紀長

谷雄の長男。醍醐天皇より歌集撰進の勅命を受け、『古今和歌集』真名序の作者となる。『古今和歌集』以下に三首の和歌を

詠む。

發昭 紀長谷雄の唐名。八四九〜九二二。平安時代前期の学者、詩人。

紀貞範の子。承和十二年（八四五）に、長谷寺で生まれたので、長谷雄と命名。通称紀納言。字は寛。都良香、菅原道真、大藏善行を師とした。道真が心を許した詩友の一人ともされ、詩才があり、温厚な人物であった。詩集には『紀家集』等がある。

花山僧正 遍照。八二六〜八九〇。平安時代前期の歌人。六歌仙の

一人。桓武天皇の皇子大納言良峯安世の子である。俗名は良峯宗貞である。遍照にもつくる。比叡山で修行し、仁和元年（八一五）に僧正まで昇る。花山寺とも呼ばれる元慶寺を建立して座主となり、花山僧正と呼ばれた。

良 良峯氏。

安世 良峯安世。七八五〜八三〇。平安時代前期の漢詩人。桓武天皇皇子。雅楽頭に任ぜられるほど音楽に堪能であった。淳和天皇から命を受け菅原清公らと『経国集』を編纂した。

宗貞 良峯宗貞。「花山僧正」参照。

遍昭 遍照。「花山僧正」参照。

在原中將 在原業平。八二五〜八八〇。平安時代前期の歌人。六歌仙・三十六歌仙の一人。平城天皇皇子阿保親王の子。業平は、『三代実録』に「体貌閑麗、放縱不拘、略無才学、善作倭歌」とあるように美男の自由な歌人で、才学がないのに善い和歌を作るとされていた。また、その奔放な生涯と作品が、『伊勢物語』のなかに虚構化された。

平城帝 平城天皇。七七四〜八二四。在位は八〇六〜八〇九。桓武天皇の第一皇子。諱は安殿。桓武天皇の死後、その平安京造都や東北地方への征夷のために財政的に弛緩した政治方針をそのまま引き継いだ。その後病弱のため、神野親王（嵯峨天皇）に譲位した。平城上皇として平安京を廃して平城京に遷都し、弘仁元年（八一〇）の「薬子の変」の後、出家した。

阿保王 阿保親王、または安保親王。七九二〜八四二。平城天皇の第一皇子。『続日本後紀』巻十二によれば、「性格は謙退で、文武の才能を兼ね、絃歌に秀でた」とあるように、優れた人物であった。

文琳 文は文屋氏。文屋康秀。生没年不詳。六歌仙・三十六歌仙の一人。平安時代前期の歌人。『古今和歌集』の両序で否定的評価を受けているが、表現の巧緻さは古今和歌集撰者時代の先駆けで、和歌の巧みさでも知られた人物であった。

喜撰 生没年不詳。平安時代前期の僧、歌人。六歌仙の一人。宇治山

に隠棲したというが、経歴は不明で、当時から伝説的な人物であつたらしい。

小野小町 生没年不詳。平安時代前期の女流歌人。六歌仙・三十六歌仙の一人。出羽国の郡司小野良真の子、小野篁の孫とされているが、篁の生没年を考えると合わない点が多い。歌は恋歌が多数を占め、それ以外の作も恋愛的人生的感慨の濃いのが特色である。

良真 小野良真。生没年不詳。良真は良実に作り、一説には当澄、常澄、正澄ともいい、その他諸説があり断定しがたい。

衣通姫 衣通郎姫、衣通王。『日本書紀』卷十三によれば、允恭天皇の皇后忍坂大中姫の妹弟姫とされ、允恭天皇に寵愛された妃として描かれる。『古事記』下巻には、允恭天皇皇女の軽大郎女の別名とし、同母兄である軽太子と情を通じるといふ禁忌を犯す、衣通姫伝説として描かれている。大変に美しい女性であったため、その美しさが衣を通して輝くことからこの名がある。本朝三美人の一人とも称される。

大友黒主 生没年不詳。平安時代前期の歌人。六歌仙の一人。六歌仙の中で唯一『小倉百人一首』に撰ばれていない。『古今和歌集』には大伴黒主と記載されるが、古代豪族の大伴氏ではなく、大友村主の一族と認められたゆえに大友である。『天台座主記』卷一に「大領従八位上大友村主黒主」とあることから明らかである。実像より伝説的虚像において著名になった人物であ

る。

猿丸大夫 生没年不詳。奈良、平安時代前期の歌人。三十六歌仙の一人。伝説的な歌人とされ、実在したのかさえも定かではない。柿本人麿という説があるが空想の域を出ておらず、研究者らの支持を得られていない。

逸興 俗世間を超越した、優れた風流のおもむき。ここでは自由なさまをいう。

〔典拠〕

『古今和歌集』「真名序 第三節ノ二」。

（松本 豊）

〔品藻2〕

琵琶有玄象・牧馬有り。竝稱寶器。源博雅①之子。信義・信明兄弟。俱是名手。信義前彈玄象。信明後彈牧馬。則無優劣焉。更使信明彈玄象。信義彈牧馬。則其聲相縣。故人皆云。信明超信義。玄象勝牧馬。

〔書き下し文〕

琵琶に玄象・牧馬有り。竝びに寶器と稱す。源博雅の子、信義・信明兄弟は、俱に是れ名手なり。信義 前に玄象を弾じ、信明 後に牧馬を弾すれば、則ち優劣無し。更へて信明をして玄象を弾じ、信義をして牧馬を弾せしむれば、則ち其の聲 相縣るがなり。故に人 皆云ふ、「信明は信義に超え、玄象は牧馬に勝る」と。

〔訳文〕

琵琶に玄象・牧馬というものがあつた。ともに宝物として並び称された。源博雅の子である信義と信明の兄弟は、ともに琵琶の名手であつた。信義は先に玄象を弾き、信明は後に牧馬を弾くと、優劣をつけがたかつた。交替して、信明に玄象を弾かせ、信義に牧馬を弾かせると、その音色がかけ離れていた。このために、皆こういつた、「信明は信義より技量がすぐれ、玄象は牧馬よりも名器である」と。

〔原注〕

①延喜帝孫。親王克明之子。三品皇后宮大夫。

〔書き下し文〕

①延喜帝の孫、親王克明の子なり。三品皇后宮大夫なり。

〔訳文〕

①延喜帝（醍醐天皇）の孫で、克明親王の子である。三品皇后宮大夫である。

〔語釈〕

玄象 琵琶の名器。「玄上」とも記される。『枕草子』（八九段無名といふ琵琶の御琴を）に、「御前に候ふ物は、御琴も、御笛も、みなめづらしき名つきでぞある。玄上、牧馬、井手、渭橋、無名など」（小学館）とある。『拾芥抄』には、琵琶の筆頭に挙げられている。比類ない靈物と称せられ、これにまつわる逸話が数多く伝えられている。起源や由来は明らかでないが、『禁秘抄』によれば、九世紀の中ごろ、遣唐使藤原貞敏が琵琶博士の

廉承武から譲り受けて帰朝し、以後歴代天皇の御物となつたといふ。撥には黒い象が青い鉢の水を飲む図があつたといわれている。

牧馬 琵琶の名器。玄象と並び珍重された。

源博雅 九一八〜九八〇。平安中期の官人、雅楽家。『博雅笛譜』（正式名「新撰楽譜」）、『長竹譜』の撰者。醍醐天皇の第一皇子克明親王の子。従三位に叙せられることから、「博雅三位」とよばれる。琵琶・箏・笛・箏などの名手。蟬丸から秘曲を授かる話、鬼に奪われた琵琶の名器「玄象」を取り戻す話、盗人が彼の箏を聞いて改心する話など、その楽才を讃える説話や逸話が多い。

延喜帝 醍醐天皇。八八五〜九三〇。第六十代天皇。在位八九七〜九

三〇。宇多天皇の第一皇子。

克明 克明親王。九〇三〜九二七。醍醐天皇の第一皇子。源博雅の父。

管弦に堪能で、また子弓にも巧みだったという。

信義 源信義。生没年未詳。平安中期の官人、雅楽家。源博雅の次男。

典葉頭、雅楽頭、従五位上に叙せらる。

信明 源信明。生没年未詳。源博雅の三男（養子とする説がある）。

〔典拠〕

『拾芥抄』上「琵琶」。

（崔 海燕）

〔品藻3〕

藤原大將軍忠文①東征。先_レ時賊平。路返。論_レ賞軍功。衆_レ僉言可_レ與_レ賞。小野公②獨執曰。疑事不可_レ行。公弟九條師輔③曰。伊既受總督之命。而事速平。未_レ嘗無_レ遙制之援。奈何_レ舍_レ之。刑疑勿_レ行。賞疑惟行。恐_レ宜_レ從_レ衆。公固不_レ從。事疑不_レ賞。時人乃疾_レ長公忌克。而服_レ少公寬恕④。

〔書き下し文〕

藤原大將軍忠文 東征す。時に先んじて賊平ぐ。路より返る。軍功を論賞するとき、衆僉な言ふ、「賞に與るべし」と。小野公獨り執して曰く、「疑事は行ふべからず」と。公の弟 九條師輔曰く、「伊れ既に總督の命を受け、而して事速やかに平ぐ。未だ嘗て遙制の援無くんばあらず、奈何ぞ之を舍めん。刑の疑しきは行ふこと勿かれ。賞の疑しきは惟だ行ふ。恐らくは宜しく衆に従ふべし」と。公固く從はず、事疑んで賞せず。時人乃ち長公の忌克を疾みて、而して少公の寬恕に服す。

〔訳文〕

征夷大將軍の藤原忠文は東征したが、到着する前に賊は平定されてしまったので、途中で引き返してきた。軍功について議論したときに、多くの者は皆「忠文は恩賞に与るべきだ」と言った。ただ小野公（藤原実頼）だけが固執して、「疑わしい事は行つてはいけない（恩賞は与えるべきでない）」と言った。公の弟の九條師輔は、「忠文はすでに

總督の命を受け、そのことよって速やかに平定することができたのだ。忠文は確かに遙か遠くから援護を行ったのだ。どうして恩賞を止めおくことがあろうか。『刑罰の疑わしきは行わず、恩賞の疑わしきは行ふ』と言います。はばかりながら皆の意見に従うのがよろしいでしょう」と言った。小野公は頑なに從わず、沙汰止みにして恩賞を与えることはなかった。当時の人々は、長公（藤原実頼）の意固地を憎み、少公（九條師輔）の心の広さに感服した。

〔原注〕

①參議春津之孫。參議枝良之子。官民部卿參議。承平中。平將門反。詔授_レ忠文征夷大將軍。遣_レ征。時忠文方_レ食間。命下。投_レ箸而起。朝受_レ節刀。不_レ歸_レ家而徑發。

②實頼。貞信公忠平之長子。官攝政大政大臣。諡曰_レ清慎公。時爲_レ參議。

③貞信公之子。清慎公之弟。官右大臣。號稱_レ九條。

④忠文憤怒。不_レ食而卒。

〔書き下し文〕

①參議春津の孫にして、參議枝良の子なり。官は民部卿參議なり。承平中、平將門反す。詔して忠文に征夷大將軍を授けて征せしむ。時に忠文食するに方り命の下るを聞く。箸を投げて起つ。朝より節刀を受け、家に歸らずして徑ちに發す。

②實頼なり。貞信公忠平の長子にして、官は攝政大政大臣なり。諡して清慎公と曰ふ。時に參議爲り。

③貞信公の子にして、清慎公の弟なり。官は右大臣、號は九條と稱す。

④忠文は憤怒し、食はずして卒す。

〔訳文〕

①參議春津の孫で、參議枝良の子である。官は民部卿參議である。承平の中頃、平將門が反乱を起こした。詔によつて藤原忠文に征夷大將軍を授け鎮庄に向かわせた。忠文はちよつど食事をしているときに勅命が下ることを聞き、箸を投げ捨てて參上した。朝廷より節刀を受け、家に歸らず直ちに出立した。

②実頼をいう。貞信公忠平の長子で、官は摂政大政大臣である。諡は清慎公である。このとき參議であつた。

③貞信公の子で清慎公の弟である。官は右大臣。号は九條と稱した。

④忠文は憤怒し、受けるべき扶持米を食することなくじくなつた。

〔語釈〕

忠文 藤原忠文。八七三〜九四七。藤原枝良の三男。右少將や摂津・

丹波・大和守を歴任した後、天慶二年（九三九）、修理大夫として參議に列した。翌年平將門の乱平定のため征夷大將軍に任命される。忠文は論功行賞の際の師輔の言に恩義を感じ、所領の券契を師輔に寄贈する一方、実頼の言動を大いに恨んだと言われる。翌天慶四年（九四二）には藤原純友の乱を平定するための征西大將軍に任命され、西下したが、ここでも戦功を立てることができなかった。天曆元年（九四七）に七十五歳で没し、

中納言正三位を贈られた。

春津 藤原春津。八〇八〜八五九。藤原緒嗣の次男。刑部卿、備前守等を歴任し、貞觀元年（八五九）五十二才で死去した。貴顕・富貴の家に生まれ、物欲の少ない人物と評される。〔賞譽1〕

〔語釈〕「藤春津」参照。

枝良 藤原枝良。八四五〜九一七。藤原緒嗣の孫、藤原春津の八男。

権亮、修理大夫などを歴任し參議に任じられたが、七十三歳で死去した。

承平 年号。九三二〜九三八。平安前期、朱雀天皇のときの年号。

平將門 ？〜九四〇。平安中期の武將。承平五年（九三五）から始まつた一族間の死闘を發端として勢力を拡大した將門は、次第に國家に対する叛乱の色を強め、下総に王城を定めて自らを親皇と稱した。朝廷は將門討伐のために藤原忠文を征夷大將軍に任命したが、それよりも早く、平貞盛と藤原秀郷の連合軍が將門を攻め、將門は猿島の北山で敗死し乱は平定された。

節刀 賊軍討伐に向かう大將軍は朝廷より刀を授かるしきたりであつた。「節」は、使者としてのはたじるしの意。

實頼 藤原実頼。九〇〇〜九七〇。藤原忠平の嫡男。天曆元年（九四九）に父薨去の後を承け、氏族の長（氏長者）となる。藏人頭、參議、太政大臣、摂政等を歴任し、死後、正三位を追贈される。また、和歌にも秀で、父忠平の教命より作り上げた有職の流儀は邸宅の場所に因み小野宮流と呼ばれた。

忠平 藤原忠平。八八〇〜九四九。藤原の基経の四男。太政大臣、摂政、関白等を歴任した。邸に因んで小一条太政大臣とも呼ばれた。朝儀・故実に通じており、日記『貞信公記』は珍重され、その説は後の子孫の規範とされた。

師輔 藤原師輔。九〇八〜九六〇。藤原忠平の次男。官人、文人としての資質に富んでいた。実頼と同じく父忠平の教えを学び有職

の流儀を形成したが、兄実頼の小野宮流に対して、師輔は九條流と呼ばれた。実頼が有職書を著さなかったのに対し、師輔は『九條年中行事』を著し、九條流故実の祖として子孫に大きな影響を与えた。また、兄実頼が摂関の地位に就いたのに対し、師輔は右大臣の地位にしか就くことができなかったが、実頼が天皇と外戚関係が結べなかったのに対し、師輔は天皇の外祖父となり、以後摂関は九條流から輩出されることとなった。

遙制 遙か遠くから抑制すること。

刑疑勿行賞疑惟行 『尚書正義』卷四「大禹謨」の「罪疑惟輕、功疑惟重」（罪の疑はしきは惟だ輕んじ、功の疑はしきは惟だ重んず）による。

忌克 負けん気が強く、嫉妬深いこと。

寬恕 心が広く、思いやりが深いこと。

長公・少公 「長」は「長子」、「少」は「若い」の意。ここでは、番上の兄君と、その弟君の意。

不食 ものを食べないこと。ここでは忠文が恩賞として受けるべき扶

持米を食するに至らなかったことを言うのであろう。

〔典故〕

『十訓抄』「卷十一」七八話。

（内田 剛）

〔品藻 4〕

野道風、江朝綱。竝是善書。争競紛然。人未敢辨優劣。二家請上
①判。上曰。江書劣野。猶野才劣江。

〔書き下し文〕

野道風、江朝綱、並びに是れ善書にして、争競して紛然たり。人未だ敢へて優劣を辨ぜず。二家 上の判を請ふ。上曰く、「江が書野に劣る、猶ほ野が才 江に劣るがごとし」と。

〔訳文〕

小野道風と大江朝綱は、ともに能書家で、つねに競い合っていた。人々は二人の書に優劣をつけられなかった。二人は上（村上天皇）に判定を願ひ出たところ、上がおっしゃった、「朝綱の書が道風に劣ることは、ちょうど道風の文才が朝綱に劣るようなものだ」と。

〔原注〕

①天曆帝。

〔書き下し文〕

①天曆帝なり。

〔訳文〕

①天曆帝(村上天皇)である。

〔語釈〕

野道風 小野道風。八九四〜九六六。平安時代の代表的な能書で、三

蹟の一人に数えられる。書は王羲之の書法を基として、和様書道を開拓した。〔文学7〕〔語釈〕「野道風」参照。

江朝綱 大江朝綱。八八六〜九五七。平安中期の公卿・学者・書家。

後江相公とも称される。詩文は昔原文時と並び称され、『和漢朗詠集』『本朝文粹』などに多数おさめられている。書にも優れていた。〔言語23〕〔語釈〕「朝綱」参照。

天曆帝 村上天皇。九二六〜九六七。第六十二代天皇。在位九四六

〜九六七。撰関を置かず親政を行い、後世「天曆の治」と称された。〔文学7〕〔語釈〕「天曆帝」参照。

善書 文字を上手に書くこと。また、その人。能書。達筆。

紛然 紛らわしいさま。乱れるさま。

〔典故〕

〔江談抄〕第二「道風朝綱手跡相論事」。

(丁 秋娜)

〔品藻5〕

中書王①學・文慶太史②。其餘多賓客。時比鄴中。王使太史論時文人。太史曰。紀齊名體制。如宮宅半舊。帷簾小敞。寒月獨

〔大東世語〕「品藻」篇注釈稿(堀・松本・上原・崔・丁・李・内川)

夜。思婦彈箏其中。江以言。如白沙如雪。落花滿庭。出舞陵王。江匡衡③。如壯夫擐赤甲。策駿馬。方出關門。王曰。卿何如。曰。下官既上檳榔車。

〔書き下し文〕

中書王 文を慶太史に學ぶ。其餘 賓客を多くし、時に鄴中に比ぶ。王 太史をして時の文人を論ぜしむ。太史曰く、「紀齊名が體制は、宮宅半ば舊り、帷簾小さく敞れ、寒月の獨夜、思婦 箏を其の中に彈ずるが如し。江以言は、白沙 雪の如く、落花 庭に滿つるに、出でて陵王を舞ふが如し。江匡衡は、壯夫の赤甲を擐し、駿馬に策ち、方に關門を出づるが如し」と。王曰く、「卿は何如」と。曰く、「下官は既に檳榔車に上る」と。

〔訳文〕

中書王(具平親王)は、漢詩文を慶滋保胤に學んだ。そのほかにも優れた人士がたくさん訪れ、折しも中国は魏における鄴下の七子になぞらえた。具平親王は、慶滋保胤に当世の文人を論評させた。慶滋保胤が言うには、「紀齊名の詩文の組み立ては、半ば邸宅が古びて、たれぎぬも少し破れかけ、寒月の射し込む一人の夜、愁いを帯びた婦人がその中で箏を爪弾いているかのようなのである。大江以言は、白沙が雪のように真白く、落花が庭に滿ちる中、庭に出て陵王の舞を舞うかのようである。大江匡衡は、血氣盛んな男が赤い鎧兜を身につけ、駿馬に鞭をあてて、今にも關門を出て行くかのようなのである」と。具平親王は言った、「あなたの作風はどうですか」と。答えて、「私はもはや檳

椰車の座についております」と。

〔原注〕

①後中書王也。

②姓慶滋。名保胤。文章生大内記。

③中納言江維時の孫。式部大輔重光の子。永延、長和二世侍讀。文章博士。至式部太輔侍從。

〔書き下し文〕

①後中書王なり。

②姓は慶滋、名は保胤なり。文章生大内記なり。

③中納言江維時の孫にして、式部大輔重光の子なり。永延、長和二世の侍讀にして、文章博士たり。式部太輔侍從に至る。

〔訳文〕

①後中書王である。

②姓は慶滋、名は保胤である。文章生大内記であった。

③中納言大江維時の孫で、式部大輔重光の子である。永延（二条天皇）、長和（三条天皇）二代の侍読となり、文章博士であった。式部大輔侍從に至った。

〔語釈〕

中書王 親王で、中務省の長官中務卿となった人物の唐風の呼称。通例では四品以上の親王が任ぜられた。

後中書王 具平親王。九六四～一〇〇九。村上天皇第七皇子。歴代の中書王の中でも才学・書に優れ、『類聚句題抄』『和漢朗詠集』

慶太史 慶滋保胤。？～一〇〇二。平安中期の漢学者。もと賀茂氏。唐名は定潭。字は茂能。法名は寂心。陰陽家賀茂忠行の二男だが、家業を捨て、菅原文時を師として文章生より出身し、大内記従五位下に叙された。前中書王の兼平親王・後中書王の具平親王のもとに出入りし、そこに集まる文人たちの中心として活躍した。「池亭記」はこの頃の代表的作品である。寛和二年（九八六）年に出家した後は、空也に帰依し、横川の源信らと交わり、『日本往生極楽記』などを著した。詩文を「狂言綺語」として退け、浄土教的な仏教活動に努めた。藤原道長の受戒の師も務めている。「太史」は、官名。史官および曆官の長。

慶滋 〔語釈〕「慶太史」参照。

保胤 〔語釈〕「慶太史」参照。

文章生 大学寮紀伝道の学生で、漢文学・中国史を学ぶ。文筆の能力が重視され、内記などの要職を歴任して、権門出身者以外でも公卿に昇進した例がある。

大内記 令制官職の一つで、中務省に属し、正六位上相当。詔勅を作成し、御所の記録を掌った。

陰曆四月の称。「除」に通ず。

鄴 三国時代の魏の都。曹操父子のもとで活躍した鄴下七子（孔

融・徐安・王粲・陳琳・阮瑀・劉楨・応瑒）による文学の中心地。

紀齊名 紀齊名。九五七〜九九九。平安中期の詩文家。もと田口氏。

橘正道に就いて学び、長徳年中年（九九五〜九九九）大内記を務める。漢詩集『扶桑集』を撰す。長徳三（九九七）年の文章

生選抜試験の判定基準をめぐり、大江匡衡と詩病論争を繰り広げた。

體制 詩文の体裁。

帷簾 たれぎぬとすだれ。帷薄。

思婦 愁いを含む婦人。

江以言 大江以言。九五五〜一〇二〇。初め弓削姓、のちに大江姓に

復す。藤原篤茂に学び、文章博士に任ぜられる。兼式部権大輔、従四位下。漢詩文に優れ、『和漢朗詠集』『本朝文粹』『本朝麗藻』などに収められたほか、和歌も『詞花集』にも入集されている。

陵王 舞楽曲の名。羅陵王・蘭陵王とも。楽曲や舞の印象は軽快で華

麗。北斉の蘭陵王が柔和な顔に異形の面をつけて戦いの指揮をとり勝利した伝説に基づくもので、法会や勝負事、祝い事などには欠かさず奏された。

江匡衡 大江匡衡。九五二〜一〇二二。平安中期の官人、学者。文章

生より出身し、永祚元年（九八九）年文章博士に任ぜられ、長

『大東世譜』『品藻』篇注釈稿（堀・松本・上原・崔・丁・李・内田）

徳三年（九九七）年には東宮（居貞親王、のちの三条天皇）学

士を兼ねる。卒去の年には、正四位下、式部大輔兼文章博士兼侍従丹波守であった。和漢の才に優れ、『類聚句題抄』『和漢朗

詠集』『本朝文粹』などに多くの漢詩を収めたほか、漢詩集『江吏部集』を遺し、和歌でも『後拾遺集』以下の勅撰集に入

集されたほか、家集『匡衡集』を遺している。

江維時 江維時。八八八〜九六三。平安中期の学者。文章博士・東

宮学士を経て、天曆四年（九五〇）参議となり、のち中納言。『江納言』。博覧強記で、醍醐・朱雀・村上天皇の侍読を務めた。

式部大輔 令制八省の一で、大学寮と散位寮を管下に置く式部省の次

官。正五位下相当。平安期には、長官である卿には政治の実務とあまり関わらない親王が任命されることが多かった。

重光 大江重光。生没年未詳。大江維時の一男。従四位上に叙せられ

る。

永延 一条天皇治世の年号。九八七〜九八九。ここでは一条天皇を指

す。

長和 三条・後一条天皇治世の年号。一〇二二〜一〇二七。ここでは、

三条天皇を指す。

侍讀 天皇に侍して学を講ずる学者。律令時代以来、大学の博士また

は同等の碩学が、随時命を受けてその任にあたった。

文章博士 大学寮紀伝道の教官。唐名翰林学士。本来の職務のほか、

『大東世譜』「品藻」篇注釈稿（堀・松本・上原・崔・丁・李・内田）

三三

天皇侍読や紀伝勘文の上申、詩序や書序の作成など広範にわたった。

式部太輔 「太」は「大」の誤りか。

侍従 律令官職制の中務省の官で、従五位下相当。藏人所の設置によつて職務の実質を失い、平安中期以降は公卿の名譽職的な兼官が多くなった。

壯夫 血氣盛んな男。

擲赤甲 赤い鎧兜を身につける意。『春秋左氏伝』に「擲甲」と見え、

「擲」は、鎧を身につける意。

檳榔車 牛車的一种。檳榔樹の葉を細かく裂き、色染めしたもので車の箱全体を葺き覆つたもの。上皇以下、親王や四位以上、女官が乗り、僧侶では僧正・法印・大僧都などが用いた。

〔典故〕

『今鏡』「むかしがたり」第九の二「唐歌」『古今著聞集』卷四の五

「文学」一一八「大内記善保胤匡衡齊名以善等を評する事」。

（政岡依子）

〔品藻 6〕

中書王兼明①。藤兵部佐理②。藤原相行成。書稱三迹。各有風體。源右相③云。世品行成下於道風。則佐理兼明。可謂同等。時人道高積善④。作衛玠家風。

〔書き下し文〕

中書王兼明、藤兵部佐理、藤原相行成。書三迹と稱せらる。各おの風體有り。源右相云ふ、「世行成を品して道風に下るときは、則ち佐理、兼明、同等と謂ふべし」と。時人高積善を道ひて、衛玠の家風を作すと。

〔訳文〕

中書王兼明親王、兵部卿藤原佐理、大納言藤原行成は、その書が三蹟と称され、それぞれ書の風格を持っていた。右大臣源顕房が言うことには、「世間の人が行成の能書を評して道風に劣るといふなら、それは藤原行成が藤原佐理と兼明親王と同格であると言っているのです」と。また、当時の人々は、高階積善が「衛玠の家風」の字句を作つたと言つた。

〔原注〕

①延喜帝子。中務卿。右大臣。後尊爲親王。稱前中書王。

②中納言敦忠之子。

③顯房。

④高階茂範之玄孫。式部太輔成忠之子。左少辨。

〔書き下し文〕

①延喜帝の子にして、中務卿、右大臣なり。後に尊ばれて親王と爲り、前中書王と稱せらる。

②中納言敦忠の子なり。

③顯房なり。

④高階茂範の玄孫、式部太輔高階成忠の子にして、左少辨なり。

〔訳文〕

①延喜帝（醍醐天皇）の皇子で、中務卿、右大臣である。後に尊ばれて親王となり、前中書王と称された。

②中納言藤原敦忠の子である。

③源顕房である。

④高階茂範の玄孫、式部太輔高階成忠の子で、左少弁である。

〔語釈〕

中書王 親王で、中務省の長官中務卿となった人物の唐風の呼

称。〔品藻5〕〔語釈〕「中書王」参照。

兼明 九一四〜九八七。醍醐天皇の第十六皇子。御子左・前中書王と

称され、左近権中将、参議、権中納言、大納言などを歴任、従

二位に進んだ。天禄二年（九七二）左大臣に任ぜられたが、貞

元二年（九七七）藤原兼通の謀略によって親王となり、政権か

ら遠ざけられた。博学多才で詩文や書に堪能。

延喜帝 醍醐天皇。八八五〜九三〇。平安前期の天皇、宇多天皇の第

一皇子。〔言語3〕〔語釈〕「延喜帝」参照。

右大臣 律令制の太政官で、左大臣の次に位し、職掌は左大臣に同じ。

左大臣 欠員の時は政務を統轄する官。唐名は右丞相。

兵部 兵部省の唐名。兵事・軍政を司る中央官庁。

佐理 藤原佐理。九四四〜九九八。従五位下、侍従、兵部卿、参議な

どを歴任。「日本第一の御手（能書）」と称され、小野道風、藤

原行成とともに三跡と言われる。佐理の真蹟は「詩懐紙」などが遺っている。

敦忠

藤原敦忠。九〇六〜九四三。平安中期の歌人。従五位下、侍従、右兵衛佐、左近少将、権中将、藏人頭、参議などを歴任。歌人として名高く、三十六歌仙の一人。その作品は『後撰和歌集』

『拾遺和歌集』などに収録されている。

大納言の唐名。

亞相

行成

藤原行成。九七二〜一〇二七。藏人頭、参議、左大弁、権中納言、権大納言を歴任し、長和二年（一〇一三）正二位に至った。勤務ぶりは精勵を極め、剛直且つ冷静に事に当たり、一条天皇

をはじめ、左大臣などに重用された。

三迹 「迹」は「蹟」に通じ、筆跡の意。「三迹」は三人の能筆家、即ち兼明親王、藤原行成、藤原佐理を言う。又は、兼明親王を除いて小野道風を加える。

風體

人の様子、態度。和歌の風と体。ここでは書風をいう。

右相

右大臣の唐名。

顯房

源顕房。一〇三七〜一〇九四。平安時代中期、後期の公卿、歌人。源師房の次男。右大臣、従一位に叙され、六条右大臣と呼ばれる。歌人としても優れ、『後拾遺和歌集』に多くの和歌が収録される。〔賞譽11〕〔語釈〕「顯房」参照。（備考）参照

道風

小野道風。八九四〜九六六。平安中期の官人、能書家。〔品藻

4〕〔語釈〕「野道風」参照。

高積善 高階積善。生没年未詳。平安中期の官人、文人。宮内丞、彈

正少弼、左少弁、従四位下、民部大輔を歴任し、正四位下に至

った。『本朝麗藻』を撰述。

式部太輔 式部大輔。〔品藻5〕〔語釈〕「式部太輔」参照。

成忠 高階成忠。九二五〜九九八。一条天皇の東宮學士、侍読を経て、

従四位上から従三位に進み、後式部大輔、従二位に叙される。

晩年は出家し、法名は道観。

左少辨 「辨官」は「弁官」に通じ、律令制の官名。太政官に直屬し、

左右に分れ、左弁官は中務・式部・治部・民部の四省を、右弁

官は兵部。刑部・大藏・宮内を管掌する。左右それぞれに大

弁・中弁・少弁がある。左少弁は左中弁の次に位する官。

衛玠 生没年未詳。中国春秋時代の晋国の人で、風神のような秀でた

異才を放ち、好んで深遠な真理を論じた。

家風 家のならわし、家のしたきり。その家で世々相伝えている風

尚。

衛玠家風 衛玠の祖父・璿と父・恒がともに能書家として有名であ

るので、高階積善は衛玠も能書であろうと推測し、「衛玠家風」

の字句を作ったものと考えられるが、『江談抄』の記載自体が

内容的に不鮮明である。

〔典故〕

『江談抄』卷第二十三「兼明佐理行成等回手書事」、第二十四「積善

作衛玠能書事」。

〔備考〕

本語では、右大臣を源顕房とするが、『江談抄』卷第二十三篇によれば、源右相は源師房のことで、源顕房の父親である。

（李軍）

〔品藻7〕

正曆中。或問相者云。内府公①何如。曰。佳也。若長秋公②。

可謂佳矣。又問。粟田公③何如。曰。佳也。若長秋公。可謂佳

矣。又問亞相公④何如。曰亦佳也。是謂雷相。大震頃刻。後藏其

聲。若長秋公。可謂佳矣。或曰。我未始問長秋公。如何數

數稱之乎。相者曰。是謂虎子度山。無上相也⑤。

〔書き下し文〕

正曆中、或ひと相者に問ひて云ふ、「内府公は何如」と。曰く、

「佳なり。長秋公の若きは、佳と謂ふべし」と。又問ふ、「粟田公は何

如」と。曰く、「佳なり。長秋公の若きは、佳と謂ふべし」と。又問

ふ、「亞相公は何如」と。曰く、「亦た佳なり。是れを雷の相と謂ふ。

大震すること頃刻、後に其の聲を藏す。長秋公の若きは、佳と謂ふべ

し」と。或ひと曰く、「我未だ始めより長秋公を問はず。如何數數

ぞ之を稱するや」と。相者曰く、「是れを『虎子 山を度る』と謂ふ。

無上の相なり」と。

〔訳文〕

正暦年間に、ある人が相者に問うて言った。「内府公（道隆）の相は

いかがか」と。相者が言うことには「ご立派です。ただ長秋公（道長）のような相こそ、ご立派と言うに相応しゅうございます」と。また間うことには「粟田公（道兼）の相はいかがか」と。「ご立派です。ただ長秋公のような相こそ、ご立派と言うに相応しゅうございます」と。また間うことには「亜相公（原注では道綱とするが、伊周の誤りか）の相はいかがか」と。「この方もまたご立派です。このような相を雷の相と呼び、しばらくの間おおいに鳴り渡りますが、後にその音は隠れてしまいます。ただ長秋公のような相こそ、ご立派と言うに相応しゅうございます」と。その人が、「私はまだ長秋公のことを尋ねてはいないので、どういいうけで度々その人相を称賛するのだ」と言う、相者は「この相を『虎の子が山を渡る』と申します。この上なく優れた相でございます」と答えた。

〔原注〕

①道隆。

②道長。時爲中宮大夫。

③道兼。

④道綱。

⑤皆藤相國兼家之子。長子道隆。至内大臣關白。次子道兼。至關白左大臣。其次道綱。至大納言右大將。早卒。季子道長。至攝政大政大臣。子男繁多。榮貴尤盛。男至公卿六人。女子立后者三人。其餘爲妃夫人。子孫遂至世相家不斷。

〔書き下し文〕

①道隆なり。

②道長なり。時に中宮大夫たり。

③道兼なり。

④道綱なり。

⑤皆 藤相國兼家の子なり。長子道隆は、内大臣關白に至る。次子道兼は、關白左大臣に至る。其の次道綱は、大納言右大將に至り、早に卒す。季子道長は、攝政大政大臣に至る。子男繁多にして、榮貴尤も盛んなり。男は公卿に至ること六人、女子は立后する者三人、其餘は妃夫人と爲る。子孫遂に相を世にするに至り家斷えず。

〔訳文〕

①道隆である。

②道長である。時に中宮大夫であった。

③道兼である。

④道綱である。

⑤皆 太政大臣藤原兼家の子である。長子の道隆は、内大臣關白に至った。次子の道兼は、關白左大臣に至った。その次の子の道綱は、大納言右大將に至り、早くに亡くなった。末子の道長は、攝政大政大臣に至った。息子が多く、極めて繁榮を誇った。息子は六人が公卿となり、娘は三人が皇后となり、その残りは妃や夫人となった。子孫はついに大臣の位を父子相伝するに至り、家門は絶えることがなかった。

〔語釈〕

正暦 一条天皇の治世の年号。九九〇～九九四年。

相者 人相見。方角や人相を見て吉凶を占う人。

内府公 内府は内大臣の別称。ここでは藤原道隆をさす。

長秋公 長秋は中宮大夫の唐名。ここでは藤原道長をさす。

粟田公 藤原道兼。

亞相公 亞相。大納言の唐名。ここでは藤原道綱をさすと注するが、

典拠となる『大鏡』に言う「権大納言殿」は道隆の第二子伊周をさすものと考えられる。〔備考〕参照。

大震 おおいに揺れ鳴り渡ること。

頃刻 しばらくの時間。しばらく。

數數 たびたび。しばしば。數の音はサク。

虎子度山 典拠となる『大鏡』には「虎の子の深き山の峰を渡るがごとく」とあるが、出典は不明。

道隆 藤原道隆。九三五～九九五。平安時代中期の貴族。兼家の長子。娘の定子は一条天皇の皇后。一条天皇の時代に摂政関白となる。

病床で嫡男の伊周を後任の関白にと願うが帝に容れられず、死後権勢は弟の道長に奪われることとなった。

道長 藤原道長。九六六～一〇二七。平安時代中期の貴族。兼家の第五子。御堂関白、法成寺入道前関白太政大臣と称される。〔德行8〕〔語釈〕「御堂公」参照。長男の頼通は摂政関白、次男の頼宗は右大臣、三男の頼信は右馬頭（後に出家）、四男の能信

は権大納言、五男の教通は関白、六男の長家は権大納言に至った。なお、七男の長信は出家し僧正に至っている。長女の彰子は一条天皇の中宮、次女の妍子は三条天皇の中宮、三女の威子は後一条天皇の中宮となり、「一家立三后」と呼ばれ世間を驚嘆させた。このことにより道長は後一条、後朱雀、後冷泉天皇の外祖父となり、摂政・太政大臣の座に就いて権勢をほしいままにした。

中宮大夫 中宮職の長官。中宮職は、律令制において中務省に属し、后妃に関する事務つかさどった役所。

道兼 藤原道兼。九六一～九九五。兼家の第四子。右大臣・関白に至る。父兼家の意を受け、花山天皇を欺いて出家退位させた。粟田に山莊があつたことから粟田殿、粟田関白と称され、あるいは七日関白とも呼ばれた。

道綱 藤原道綱。九五五～一〇二〇。平安時代中期の貴族。凡庸な人柄ではじめは出世が遅れたものの、後に異母弟道長の権勢の恩恵に預かり大納言、中宮大夫、皇太后宮大夫に至った。母は『蜻蛉日記』の作者。

兼家 藤原兼家。九二九～九九〇。平安時代中期の貴族。師輔の子。兄兼通と関白を争い、策略によって花山天皇の讓位を図った。摂政・太政大臣に至る。入道前関白、東三条殿と称される。

相國 太政大臣・左大臣・右大臣の唐名。早卒 道綱は寛仁四年（一〇二〇）に六十五歳で没しているため、こ

れには該当しない。〔備考〕参照。

季子 末の子。

子男 男の子。

榮貴 榮えて位の尊いこと。

公卿 摂政・関白・大臣（公）と、参議・大中納言・三位以上（卿）

との総称。上達部。

妃 皇后の次位の夫人、または皇太子・皇族の正妻。

夫人 中国では、諸侯や列侯の妻、または天子の妾をさす。日本にお

いては、大臣の娘などで後宮に入った三位以上の者のこと。

世 よよにする。父子相繼ぐこと。

〔典故〕

〔大鏡〕第五卷「太政大臣道長上」。

〔備考〕

本話では雷の相を持つ「亞相公」は道綱とされているが、典故となる「大鏡」に言う「権大納言」は伊周をさしている。道綱は長徳三年（九九七）に大納言に至ってはいるものの、権大納言の職には就いていない。一方で伊周は、正暦三年（九九二）に権大納言に至っている。道隆死後における道長と伊周による権力争いとその結果、また伊周の早世は原注の「早卒」の記述に該当することから、権大納言は伊周であるとするのが妥当であり、服部南郭の誤認があると思われる。

（上原 菜摘子）

〔品藻 8〕

御堂公建、法成寺。設大法會。帝爲臨幸。其日令都鄙縱觀。河内有一野樸老僧。偶出都來觀。萬人雜沓。既而有司驅除雜隸。違路疏開。云相公至。威儀嚴重。庶官俯伏。僧曰。美哉相公。令人肅敬。相公御堂子。遂上進。跪坐父公前。唯謹。僧曰。美哉父公。尚加相公耶。俄頃警蹕。皆云天子臨幸。既而公卿唱儀。天子入御。僧曰。美哉天子。我日本第一人也。帝遂進拜。堂上佛。僧曰。美哉。終無尚於我佛者。乃去。

〔書き下し文〕

御堂公 法成寺を建てて、大法會を設く。帝爲めに臨幸す。其日都鄙をして縱觀せしむ。河内に一の野樸の老僧有り。偶たま都に出て來たりて觀る。萬人雜沓す。既にして有司 雜隸を驅除し、路に違つて疏開す。云ふ、「相公至る」と。威儀嚴重たり。庶官俯伏す。僧曰く、「美なるかな相公。人をして肅敬せしむ」と。相公は御堂の子なり。遂に上に進み、父公の前に跪坐して唯だ謹めり。僧曰く、「美なるかな父公。尚ほ相公に加ふるか」と。俄頃警蹕す。皆云ふ、「天子臨幸す」と。既にして公卿 儀を唱へ、天子入御す。僧曰く、「美なるかな天子。我が日本の第一人なり」と。帝遂に進みて堂上の佛を拜す。僧曰く、「美なるかな。終に我が佛に尚ふる者無し」と。乃ち去る。

〔訳文〕

御堂公（藤原道長）は法成寺を建立し、盛大な仏事法会を設けた。帝（天皇）が行幸され法会に臨まれた。その日、都の人や村の人に見物させた。河内の国に一人の純朴で田舎じみたな老僧がおり、たまたま京に上がって参詣した。大勢の人たちでひどく込み合っていた。やがて役人たちが邪魔な人々を追い払い、道沿いに通路を開けさせ、「相公様のご到着です」と言う。その威儀はおごそかで、諸々の役人たちが皆平伏した。僧は、「相公様はすばらしい。私たちに尊敬の念を抱かせる」といった。相公殿は御堂公の子であり、ついに上に進み行き、父である御堂公の前に跪いて恭しくしていた。僧は、「御堂公はまったくすばらしい。相公殿に勝ることだな」と言った。まもなく先払いの声がして、皆、「天子様がお出まします」と言う。やがて公卿たちが天皇の威儀を唱える中、天皇がお出ましになった。僧は、「天子様はまったくもってすばらしい。我が日本の第一のお方だ」と言った。天皇が堂に進み入り、堂上の仏像を拝礼なさると、これを目にした僧は、「まったくすばらしいことだ。ついに我が仏を凌ぐ方はおられないことだった」と、すなわち去った。

〔語釈〕

御堂公 藤原道長。九六六、一〇二九。平安中期の廷臣。摂政。兼家の子。一〇、九年出家、法成寺を建立。〔雅量〕〔語釈〕〔藤道長〕参照。

相公 藤原頼通。九九二、一〇七四。平安中期の廷臣。道長の長男。

通称、宇治の関白・宇治殿。宇治に平等院鳳凰堂を建立した。

法成寺 法性寺。京都市左京区の鴨川の西岸にあった寺。一〇二二年

藤原道長によって創建された、摂関期最大級の寺院。顕・密・

浄・禪諸宗の混在した寺であった。度々火災にあい、南北朝時

代に廃絶。通称、京極御堂・御堂。

法會 仏教において仏法を説くためや供養を行うために開かれる僧

侶・檀信徒の集まり。

臨幸 天子が行幸してその場に臨まれること。

都鄙 都会と田舎。

縦観 思うままに見る。自由に見る。

河内 旧国名の一。大阪府南東部に相当。五畿内の一。河州ともい

う。

野樸 いなかじみてかざりけがない。樸野。

雑沓 雑踏。人が込み合って騒がしい。

有司 つかさびと。役人。

驅除 追い払い取り除く。

雜隸 無用の人間。うろんな人間。暇人。

嚴重 きびしい。おごそかでいかめしい。

俯伏 頭を下げてうつむくこと。恐れ入ること。

肅敬 つつしみうやまうこと。

跪坐 跪いて坐ること。

俄頃 しばらく。瞬く間。

警蹕 天皇や貴人の通行などのときに、声を立てて人々をかしこまらせ、先払いをすること。出るときには「警」（氣をつけよ）、入るときには「蹕」（止まれ）という。

唱儀 威儀を唱えたたえること。

入御 天子が奥御殿に入ること。出御の対。

堂上佛 ここでは、阿弥陀仏とその左右の脇侍の観世音・勢至の二菩薩、いわゆる阿弥陀三尊を指す。

尚 ここでは、「くはふ」と訓じ、凌ぐ、凌駕する意を表す。

〔典故〕

〔大鏡〕第五「大臣列伝」「太政大臣道長上（藤原氏物語）」。

（丁秋娜）

〔品藻9〕

閑院藤右相①。中院源内相②。同日拜相。黄門赴賀。先詣右相。

門外車馬。既し填咽。俄又營四脚門。乃求別門入。見第中陳整。

士女盛服。掃除供辦。以待賀客。意氣甚得。良久主人出接。喃喃謝

恩。話雖移時。乃去。次詣内相。門外闌寂。入中門廊。狗跡作

穢。不見門者。乃請人通調。主人便從。調者出。衣服踈穢。直

云特來爲今日耶。作相故多大事。何賀耶。蕭散乃止。無由相

慶。其人乃歎。靜躁大殊。

〔書き下し文〕

閑院の藤右相、中院の源内相、同日 相に拜せらる。黄門 賀に

〔大東世語〕「品藻」篇注釈稿（堀・松本・上原・崔・丁・李・内田）

赴く。先づ右相に詣れば、門外 車馬、既しに填咽し、俄に又た四脚門を營す。乃ち別門を求めて入る。見るに第中 陳整、士女 盛服、掃除供辦して、以て賀客を待す。意氣甚だ得たり。良久しうして主人出でて接し、喃喃として謝恩し、話 雖びて時を移して、乃ち去る。次いで内相に詣れば、門外 闌寂、中門の廊に入る。狗跡 穢を作す。門者を見ず、乃ち人を請ひて調を通ず。主人便ち調者に從ひて出づ。衣服 踈穢、直だ云ふ「特來 今日爲か。相と作れば故より大事多し。何をか賀するや」と。蕭散として乃ち止む。相慶するに由無し。其の人乃ち靜躁大いに殊なることを歎す。

〔訳文〕

閑院の藤原の右大臣（藤原実行）、中院の源の内大臣（源雅定）とが、同じ日に大臣に任命された。ある中納言が慶賀に参上した。まず、右大臣のところへ何うと、家の門の外は車や馬で、すでにこつた返し、急いで四足門を建てていた。そこで別の門を探して中に入った。見ると邸内はきちんと整い、男も女も立派な装いで、掃除を隅々まで行い、祝賀に来る客を歓待した。意氣盛んであった。しばらくたつと右大臣が来られてお会いくださり、いろいろと謝恩の意を表し、話に花を咲かせて時を過ぎ、かくてその場を去った。次に内大臣のところへ何うと、家の門の外は静まり返り、中門の廊下に入ると、そこは犬の足跡で汚れていた。門番も見えず、仕方なく家人に名を申して面会を頼んだ。内大臣はすぐに召使いに続いて出てこられた。衣服は粗末なままで、（内大臣は）無造作に仰った、「わざわざ今日の祝賀のためにお

出でですか。大臣となればまことに重要な事が多くなりませう。何を慶賀されることがありませう」と。そっけなく終わってしまい、慶賀する術もなかった。その中納言は、内大臣の静かさと、右大臣の騒がしさとの大きな違いを、驚嘆した。

〔原注〕

①實行。閑院春宮大夫公實之子。右大臣至^本大政大臣。

②雅定。右府顯房之孫。雅實之子。至右大臣。

〔書き下し文〕

①實行なり。閑院の春宮大夫公實の子なり。右大臣にして、太政大臣に至る。

②雅定なり。右府顯房の孫にして、雅實の子なり。右大臣に至る。

〔訳文〕

①藤原実行である。閑院春宮大夫藤原公實の子である。右大臣、太政大臣に至った。

②源雅定である。右府顯房の孫で、雅實の子である。右大臣に至った。

〔語釈〕

閑院 藤原氏北家の一支流の家名、閑院流。藤原師輔の第十子公季から出た。

中院 源師房が祖である中院流。

黄門 ここでは、中納言を指す。

填咽 多くの人や物が押し合い揉み合うこと。

四脚門 四足門。普通の門の左右の円い柱の他に、前後四隅に添え柱

を設けたもの。屋根は切妻破風。大臣以上の家に建てられる。

第中 やしきの中、邸内。

陳整 「陳」は並ぶ。「整」はきちんとまとまっていること。ここでは、

きちんと並び整っている意。

士女 男と女。

盛服 盛装の服装。立派な装いの服。

供辦 供応して処理すること。ここでは、仕事をする事。

良久 大分しばらくたって、の意。

喃喃 数多く喋ること。

闐寂 しんとしたもののさびしく静かなこと。

通謁 名刺を差し出して面会を請う。

踈樸 「踈」は粗末なさま。「樸」はありのまま飾り気のないさま。

特來 わざわざ来る。

蕭散 さっぱりとしてこだわりのないこと。

靜躁 静かなことと、さわがしいこと。

實行 藤原実行。一〇八〇～一一六二。平安時代後期の公卿。父は権

大納言藤原公実、母は美濃守藤原基貞の女。藏人頭などを経て、

久安五年（一一四九）に右大臣となり、翌年には太政大臣まで

昇進した。三条高倉に邸宅の一つがあったため、三条実行と号

し、三条家の始祖となる。著作に『高野御幸記』がある。

公實 藤原公実。一〇五三～一一〇七。平安時代後期の公卿、歌人。

父は大納言藤原実季、母は大宰大貳藤原経平の女、陸子。正三位権中納言と春宮大夫を兼任した。妻光子が堀河・鳥羽天皇の乳母で、妹苺子が鳥羽天皇の生母となつたため、官廷の勢力を築いた。また『後拾遺和歌集』以下の勅撰和歌集に五十七首入る。

雅定 源雅定。一〇九四〜一一六二。平安時代後期の公卿、歌人。父は太政大臣源雅実。中院入道石右大臣と号す。筥と胡飲酒の名手である。歌人としては、藤原顕輔・俊頼らと交流があり、『金葉和歌集』以下の勅撰和歌集に十九首入る。

顯房 源顯房。一〇三七〜一〇九四。平安時代後期の公卿、歌人。父は右大臣源師房、母は摂政藤原道長の女、尊子。白河天皇の中宮藤原賢子の実父として昇進し、右大臣になり、堀河天皇の外祖父となり、村上源氏の主流の地位を占めた。また『後拾遺和歌集』以下の勅撰和歌集に十四首入る。

雅實 源雅実。一〇五九〜一一二七。平安時代後期の公卿。父は右大臣源顯房、母は権中納言源隆俊の女。従一位に進み、源氏初の太政大臣となる。久我家の祖で、久我太政大臣と呼ばれた。舞曲に秀でて、勅命で多忠方に胡飲酒を伝授したとされる。日記に『雅実公記』がある。

〔典故〕

〔今鏡〕「藤波の下」第六「花散る庭の面」。

(松本 豊)

〔大東世譜〕「品藻」篇注釈稿(堀・松本・上原・崔・丁・李・内田)

〔品藻 10〕

江帥曰。公任 齊信①。可謂詩敵。譬之相撲。公任應能抛。不可能打齊信。或云。藤伊周言。

〔書き下し文〕

江帥曰く、「公任 齊信、詩敵と謂ふべし。之れを相撲に譬ふるに、公任能く抛つに應じ、能く齊信を打すべからず」と。或ひと云ふ、「藤伊周の言なり」と。

〔訳文〕

江帥(大江匡房)が言うことには、「藤原公任と藤原齊信とは、作詩上の好敵手というべきだ。もしこれを相撲にたとえるならば、公任がよく投げをうちながら、齊信を倒すことができないようなものだ」とある人は、「藤原伊周が語った話である」と言っている。

〔原注〕

①相國恆徳公藤爲光之子。官大納言。

〔書き下し文〕

①相國恆徳公藤爲光の子なり。官は大納言なり。

〔訳文〕

①相國恆徳公藤原爲光の子である。官は大納言に至った。

〔語釈〕

江帥 大江匡房。一〇四一〜一一一一。平安後期の公卿・学者。太宰権師に任ぜられたので、江帥と称される。諸道に精通し、文才

『大東世語』「品藻」篇注釈稿（堀・松本・上原・崔・丁・李・内田）

に優れた。〔文学18〕〔語釈〕〔匡房〕参照。

公任 藤原公任。九六六～一〇四二。平安中期の公卿・歌人。通称、

四条大納言。藤原齊信・藤原行成・源俊賢とともに、「一条朝の四納言」に数えられる。故実に明るく、諸芸に秀で、名筆家としても知られる。〔文学18〕〔語釈〕〔公任〕参照。

齊信 藤原齊信。九六七～一〇三五。平安時代中期の公卿。太政大臣

藤原為光の次男。四納言の一人。正三位、権大納言。和歌や漢詩、朗詠、管弦にも通じ、当代随一の文化人としての名声が高かった。清少納言との交流も知られ、『枕草子』の中たびたび登場する。

為光 藤原為光。九四二～九九二。平安中期の公卿。齊信の父。諡

は恒徳公。後一条太政大臣、法住寺殿とも称される。

伊周 藤原伊周。九七四～一〇一〇。平安中期の廷臣。通称は帥内大臣・儀同三司。関白藤原道隆の次男。政治に失意のうち三十七歳の壮年で没した。漢学に関しては一条朝随一の才能を公認され、早くから一条天皇に漢籍を進講した。『本朝麗藻』『本朝文粹』『和漢朗詠集』に多くの漢詩文を残した。その若く華やかな様子は『枕草子』『栄花物語』などにも見える。〔雅量6〕

〔語釈〕「藤公伊周」参照。

〔典拠〕

『江談抄』第五「公任と齊信は詩敵為る事」。

〔品藻11〕

江帥論 紀齊名、江以言三家文章。紀必專古。故不失則。至其不得。無足復見。江必貴新。故似無法。縱其不得。意興既多。

〔書き下し文〕

江帥 紀齊名、江以言の三家の文章を論ずらく、「紀は必ず古に専らにす。故に則を失はず。其の得ざるに至りては、復た見るに足る無し。江は必ず新を貴ぶ。故に法無きに似たり。縦ひ其の得ざるも、意興既に多し」と。

〔訳文〕

江帥（大江匡房）が紀齊名、大江以言の二名の文章を論じて言うには、「紀齊名は必ず古典を手本とする。故に法則を外さない。しかし、先例のあることばを用いないときには、その文章は見る影もない。大江以言は新しいものを貴ぶ。故に法則がないものようである。たとえ新しさが出ていなくても、それだけで意の面白みは十分にある」と。

〔語釈〕

江帥 大江匡房。一〇四一～一一一三。諸道に精通し、文才に優れた。

太宰権帥に任ぜられたため江帥と称せられる。〔文学18〕〔語釈〕

〔匡房〕参照。

紀齊名 九五七～九九九。平安中期の詩文家。一条天皇のとき大内記

となり詔勅を作った。大江匡衡と詩病論争を戦わせた。

（丁 秋娜）

江以言 大江以言。九五五―一〇二〇。藤原篤茂に学び、後に文章博士となる。漢詩文に長じた。

〔典故〕

『江談抄』第五「匡衡・以言・齊名の文体おのおの異なる事」。

(内田 剛)

〔品藻12〕

江師云。橘在列①文學不如源順②。順不如慶保胤。胤不如江以言。此輩皆出藍之才也③。

〔書き下し文〕

江師云ふ、「橘在列の文學 源順に如かず。順 慶保胤に如かず。胤 江以言に如かず。此の輩は皆 出藍の才なり」と。

〔訳文〕

江師（大江匡房）は言った、「橘在列の文學は源順には及ばない。源順は慶滋保胤には及ばない。慶滋保胤は大江以言には及ばない。この者たちは皆、出藍の才の持ち主である」と。

〔原注〕

①字卿。橘和州秘樹之子。

②左馬頭源攀之子。能登守。

③在列文學傳順。順傳保胤。胤傳以言。

〔書き下し文〕

①字は卿なり。橘和州秘樹の子なり。

『大東世語』「品藻」篇注釈稿（堀・松本・上原・崔・丁・李・内田）

②左馬頭源攀の子にして、能登守なり。

③在列の文學 順に傳ふ。順は保胤に傳ふ。胤は以言に傳ふ。

〔訳文〕

①字は卿である。橘和州秘樹の子である。

②左馬頭源攀の子で、能登守である。

③橘在列は文學を源順に伝え、順は慶滋保胤に伝え、保胤は大江以言に伝えた。

〔語釈〕

江師 大江匡房。一〇四一―一一一一。諸道に精通し、文才に優れた。

太宰権帥に任ぜられたため江師と称せられる。〔品藻10〕〔語釈〕

〔江師〕参照。〔文學18〕〔語釈〕〔匡房〕参照。

橘在列 生没年未詳。平安中期の文人。天慶七年（九四四）に出家して延暦寺に住む。在列の詩文集は天曆八年（九五四）に弟子である源順の手によって編纂されているので、これに先んじて没したと推測される。

秘樹 橘秘樹。生没年未詳。大和権守。

和州 現在の奈良県の一部、大和郡山地方周辺をさす地名。

源順 九一一―九八三。平安中期の文人。三十六歌仙の一人。業績・功勞に対して評価・官位が伴わず、不遇の意識を詩歌に託す面があった。

源攀 生没年未詳。「攀」は「擧」の誤である。源順の父で、嵯峨天皇の曾孫にあたる。

『大東世譜』「品藻」篇注釈稿（堀・松本・上原・崔・丁・李・内田）

能登 現在の石川県北部、能登半島にあたる地名。

慶保胤 慶滋保胤。？一〇〇二。平安中期の漢学者で菅原文時を師とする。大内記として政治に携わったが、寛和二年（九八六）年に出家した。源順らとの交友の場で多くの詩文を作り、その才能を認められた。〔品藻5〕〔語釈〕「慶太史」参照。

出藍 弟子が師よりも優れていることを表す。「学不可以已、青取之藍、而青於藍」〔荀子〕「勸学」より）

〔典故〕

『江談抄』第五「順・在列・保胤・以言の勝劣の事」。

〔備考〕

「此の輩は皆 出藍の才なり」の言動に関しては、橘在列は源順の師であるものの、源順と慶滋保胤と大江以言の間に師弟関係は認められない。「品藻」篇第五話には、慶滋保胤が大江以言の詩文に論評を加えている。なお、典故と考えられる『江談抄』の記事には、出藍の才に関連ある記述は見られない。

（内田 剛）

〔品藻13〕

白河上皇間 藤俊綱。當今名園之勝。何許爲最。俊綱曰。石田第一。高陽第二。將品第三。上皇曰。吾所創鳥羽何如。曰。陛下乃以天下節造。壯觀不_レ得_レ不_レ爾。然至_レ於地形眺望。自然物色。臣伏見園。故當_レ次高陽耳。

〔書き下し文〕

白河上皇 藤俊綱に問ふ、「當今 名園の勝 何の許か最爲る」と。俊綱曰く、「石田は第一なり。高陽は第二なり」と。將に第三を品せんとするに、上皇曰く、「吾が創る所の鳥羽 何如」と。曰く、「陛下乃ち天下を以て節造す。壯觀爾らざることを得ず。然れども地形眺望、自然の物色に至りては、臣が伏見の園、故より當に高陽に次ぐべきのみ」と。

〔訳文〕

白河上皇は藤原俊綱（橘俊綱）に、「当世の名高い庭園の中で、どこが最もすぐれているのか」とお聞きになられた。俊綱が申すには、「石田殿が一番でございます。高陽院が二番でございます」と。今にも三番を品定めしようとする、上皇が、「私の作った鳥羽殿はどうだ」とおっしゃられた。俊綱が申すには、「陛下は天下に誇るべく立派にご造営なされましたので、壯觀でないはずはありません。しかしながら、地形や眺め、自然の景物に至りましては、私めの伏見の園が、もとより高陽院の次に位置するはずでございます」と。

〔語釈〕

白河上皇 一〇五三～一一二九。在位一〇七二～一〇八六。平安中期の天皇。後三条天皇の第一皇子。応徳三年（一〇八六）讓位し上皇となり、初めて院政を開き、堀河・鳥羽・崇徳の三代四十二年にわたって実権をにぎった。永長元年（一一〇九六）に出家して法皇となる。

藤俊綱 橘俊綱。一〇二八―一〇九四。平安後期の官人・歌人。号は

伏見修理大夫。讃岐守橘俊遠の養子。実父は関白藤原頼通。丹波、播磨、讃岐、近江、但馬などの国司を歴任し、官は修理大夫正四位上にとどまった。歌人としては、天喜四年（一〇五六）四月皇后寛子春秋歌合に参加し、承暦二年（一〇七八）四月内裏歌合には指導的役割を果たした。また自邸でもしばしば歌合・歌会を催した。特に伏見の別邸は能因・源経信・藤原通俊ら同時代の歌人たちの交流の場となっていた。造園に造詣が深く、日本最古の庭園書である『作庭記』の著者とされる。

當今 いまの時。現時。現今。

何許 いづこ。訓点にしたがって、「いづれのところか」と訓じた。

石田 石田殿。民部卿藤原泰憲の別業で、十一世紀後半に造営され、当世随一と絶賛された。近江国にあったと見られる。

高陽 高陽院。桓武天皇皇子賀陽親王の邸宅であったもので、賀陽院とも書く。平安京にあった里内裏の一つであった。その後所有者は転々としたが、この俊綱と白河上皇の会話が合った頃は、高陽院は藤原師実が伝領していた。寛治八年（一〇九四）八月十九日、師実はここで、高陽院七番歌合とよばれる歌合を催していた。

品 品わけをする、等差をつける。区別する。品定めをする、品評する。

鳥羽 鳥羽殿。鳥羽離宮・城南離宮ともよばれる。現在の京都市伏見

【大東世語】「品藻」篇注釈稿（堀・松本・上原・崔・丁・李・内田）

区下鳥羽辺にあった白河・鳥羽上皇の離宮。南殿・泉殿（のちに東殿）・北殿・馬場殿・田中殿などからなっており、規模宏大で林泉の美を極めた。また、治承三年（一一七九）の政変の際に平清盛の命令によって後白河法皇が幽閉されたことでも知られている。南北朝時代の戦火によって、多くの建物が焼失し、その後急速に荒廃していった。

物色 風物。景色。物の形や色合い。また、森羅万象をいう。

伏見園 臥見亭・伏見亭・伏見山荘ともいう。橘俊綱の造営した山荘。現在の京都市伏見区御香宮神社の南東にあったという説もあるが不明。俊綱の没後、弟家綱に譲られ、さらに家綱は白河院に献上した。

〔典故〕

『今鏡』「ふちなみの上」第四「伏見の雪の朝」。

（崔 海燕）

〔品藻 14〕

紀貫之凡躬恆二子。和歌者流先達名士。或難判其雄雌。問之源俊頼。俊頼領數數。徐言曰。躬恆故應不易侮耳①。

〔書き下し文〕

紀貫之 凡躬恆の二子、和歌者流は先達の名士なり。或ひと其の雌雄を判じ難しとして、之を源俊頼に問ふ。俊頼領すること數數、徐ろに言ひて曰く、「躬恆故より應に侮り易からざるべきのみ」と。

〔訳文〕

紀貫之と凡河内躬恒の二人は、和歌では名立たる先驅的な人士であった。ある人がその優劣を付け難いと考え、源俊頼に尋ねた。俊頼が何度も頷いてゆつくりと言った、「躬恒はもともと容易には侮れない存在なのです」と。

〔原注〕

①或問。然則以_レ紀爲_レ劣乎。究問不_レ。俊頼應答如初。竟不_レ辨析。

〔書き下し文〕

①或ひと問ふ、「然らば則ち紀を以て劣と爲すか」と。究問已まず。俊頼應答すること初めの如し。竟に辨析せず。

〔訳文〕

①ある人が質問した、「それでは紀貫之の方が劣るのですか」と。質問が後を絶たなかったが、俊頼の返答は初めと変わらず、とうとう子細に弁じることがなかった。

〔語釈〕

紀貫之 ？？九四五。少内記、大内記、土佐守などを歴任し、從五位下に至った。若くして和歌に優れ、延喜五年（九〇五）、最初の和歌勅撰事業『古今和歌集』の中心的選者として活躍した。また『土佐日記』の作者。

凡躬恆 凡河内躬恒。生没年未詳。平安中期の歌人。三十六歌仙の一人。宇田・醍醐天皇時代に各種の歌合に出詠、『古今和歌集』

の選者の一人。

者流 「者流」は、『漢書』藝文志に由来する文字。「儒家者流」のよ

うに用いて、学派を意味する。

源俊頼 一〇五五？？一一二九。平安期の歌人、官人。白河天皇時代に少将を経て從四位下左京権大夫となり、堀河天皇に近侍した。天永二年（一一二二）に退官して後、從四位上前木工頭のまま無役で過ごした。摂関家の歌壇に出入りし、多くの歌合に出詠した。歌論書『俊頼髓腦』を著し、後世の歌人に大きな影響を与えた。『金葉和歌集』以下の勅撰集に二一〇首が入集している。

究問 問い詰めること。

辨析 分かち決めること。

〔典拠〕

『無名抄』「貫之躬恒勝劣事」。

（政岡 依子）

〔品藻15〕

平重衡①被_レ虜到_レ鎌倉。源幕府憐_レ其容止問都。遣_レ妓_レ千壽。暫解_レ其幽憤。重衡雅優_レ才藝。善_レ琵琶。乃聽_レ千壽彈_レ琴且歌。悲不_レ自禁。於_レ邑之餘。因亦和曰。燈暗數行_レ虞氏淚②。千壽深_レ屬_レ情。因亦哀感。幕府聞_レ之曰。平氏。馬上之外。復有_レ如_レ昔風流乎。或侍_レ坐曰。平氏才流故多。曾比_レ諸平於_レ百花。而曰伊人以_レ牡丹。

〔書き下し文〕

平重衡 虜せられて鎌倉に到る。源幕府 其の容止の間都なるを憐れみ、妓 千壽を遣はし、暫く其の幽憤を解かしむ。重衡は雅より才藝優なり。琵琶を善くす。乃ち千壽が琴を弾じ且つ歌ふを聴き、悲しみて自ら禁へず。於邑の餘、因て亦た和して曰く、「燈暗うして數行虞氏が涙」と。千壽深く己に情を屬す。因て亦た哀感す。幕府之を聞きて曰く、「平氏、馬上の外、復た許の如き風流有りや」と。或ひと坐に待して曰く、「平氏才流故より多し。曾て諸平を百花に比し、而して伊の人を目するに牡丹を以てす」と。

〔訳文〕

平重衡は生け捕りにされて鎌倉にやつて来た。源頼朝はその立ち居ふるまいが物静かで雅やかなのをいとおしんで、妓女の千壽を遣わし、しばしの間その心のうちの憂いを慰めさせた。重衡は元々才智と技芸に優れており、琵琶に熟達していた。そこで千壽が琴を弾きながら歌うのを聴くと、悲しみをおさえることができなかつた。悲しみが気がふさぐあまり、「燈暗うして數行 虞氏が涙」と唱和した。すでに千壽は重衡に深く情を寄せていたので、物悲しさに心打たれた。頼朝がこれを聞いて言うことには、「平氏は馬に乗って戦場を駆け巡る以外にもまた、このような風雅を有しているのだなあ」と。ある人が座のそばに控えていて言うことには、「平氏は才能のある人々がもともと多いのです。かつて諸々の平氏の人々を百花にたとえ、そしてこの人を牡丹であると評価したものです」と。

〔原注〕

- ① 清盛第四子。
- ② 橘相公句。

〔書き下し文〕

- ① 清盛の第四子なり。
- ② 橘相公の句なり。

〔訳文〕

- ① 清盛の第四子である。
- ② 橘相公の句である。

〔語釈〕

平重衡 一一五六―一一八五。平安末期の武将。平清盛の子。官位は従三位左近衛中将。平氏の大将の一人として各地を転戦し、東大寺・興福寺を焼き討ちした。墨俣川の戦いや水島の戦いで勝利して活躍するが、一ノ谷の戦いで生け捕りにされ、鎌倉へ護送される。平家の滅亡後、奈良僧徒の要求で奈良へと送られ、木津川畔で斬首された。

源幕府 源頼朝。一一四七―一一九九。鎌倉幕府初代將軍。平治の乱（一一五九）の後伊豆に流されたが、治承四年（一一八〇）以仁王の令旨を受け挙兵。石橋山では敗れたが、富士川の戦いで大勝。鎌倉で東国を固め幕府を開いた。（德行11）〔語釈〕「頼朝」参照。

容止 立ち居ふるまい、身のこなし。

問都 「問」は閑に通じ、ゆつたりと落ち着いたさま。「都」は雅やかなさま。

千壽 千手とも。駿河国手越の遊女。平重衡が鎌倉に護送される途中、これに侍して愛妾となる。『吾妻鏡』によれば、重衡が斬首された三年後の文治四年(一一八八)に死去した。『平家物語』では、重衡の死後出家して信濃国善光寺に入り、重衡の菩提を弔っている。

幽憤 心の中の晴れない怒り。
才藝 才智と技芸。

不自禁 おさえられない、がまんできない。

於邑之餘 於邑は、悲しみのため気持ちがふさぐ。餘は、……のすえ。……のあと。

燈暗數行虞氏涙 『和漢朗詠集』巻下「詠史」に収められる、橘広相作の「燈暗數行虞氏涙 夜深四面楚歌聲(燈暗うして數行虞氏が涙 夜深けぬれば四面楚歌の聲)」よりの引用。『史記』「項羽本紀」に見える、項羽が垓下で漢の劉邦の軍に囲まれた時、夜が更けて四面の漢軍がみな楚の歌をうたうのを聞いて楚がすでに漢に征服してしまったと思い、寵姫の虞美人と共に悲歌慷慨したという史実を詠じている。

馬上 ここでは馬に乗って戦場を駆け巡ること。また、戦場。
風流 みやびたこと。風雅。
才流 才能のある人々。

牡丹 中国では唐代に則天武后がこの花を愛好し、それ以降は「百花の王」「花中の王」「花王」などと呼ばれあらゆる花の中で最も愛されてきたという歴史がある。

清盛 平清盛。一一八〇―一一八二。平安末期の武将。平忠盛の長子。保元・平治の乱後、後白河天皇の信任を得て勢力をのびし、武士として初めて太政大臣に任ぜられる。娘徳子を高倉天皇の皇后とし、その徳子の産んだ安徳天皇を擁立して政治の実権を握った。平家による政治は専横を極め、その勢力を除こうとする企てもしばしば行われ、清盛自身は源氏による平氏打倒の兵が挙がる中、熱病で没した。

橘相公 橘広相。八三七―八九〇。平安前期の公卿・学者。父の阿波守橘峯範より氏長者を継承した。陽成天皇、光孝天皇、宇多天皇の三代に仕え、近江守、東宮学士、民部少輔、文章博士、式部大輔、勘解由長官、左大弁を歴任したのち、正四位下、参議となる。仁和四年(八八八)、阿衡の紛議の責任を問われて失脚。死後、従三位、中納言を追贈された。

〔典故〕
『平家物語』巻十「千手」。

〔余説〕
『吾妻鏡』卷三「元暦元年(一一八四)四月廿日」条。※牡丹という記述は見られない。

(上原菜摘子)

〔品藻 16〕

文應①宮侍。慧俊相夸。侮弄年少。諸官來。乃於簾内試問。子規啼已有聞邪。一人云。向在巖倉。髣髴如聞。有一人云。身不被比數。那得一聞。宮侍相謂。如聞。無不可。身不被比數。口頭可僧。

〔書き下し文〕

文應の宮侍、慧俊 相夸り、年少を侮弄す。諸官 來れば、乃ち簾内より試みに問ふ、「子規啼くこと已に聞くこと有りや」と。一人云ふ、「向に巖倉に在りて、髣髴として 聞くが如し」と。一人有りて云ふ、「身 比數せられず、那ぞも聞くことを得んや」と。宮侍相謂へらく、「聞くが如きは、可不可無し。身 比數せられず、口頭僧むべし」と。

〔訳文〕

龜山帝の侍女たちは聰明さを自負しており、若い男たちを侮り見下していた。諸々の官人たちが参内すると、簾のうちから「ホトトギスの鳴き声をもうお聞きになりましたか」と試しに尋ねた。ある一人は、「さきほど岩倉で、聞いたような気がします」と答えた。もう一人は、「わたくしは員数外の身の上ですので、一声でも聞くことがありますようか」と答えた。侍女たちはみな、「ホトトギスを聞いたという答えは可もなく不可もないが、自分が員数外だと答えたのは言い回しが憎らしいわね」と批評した。

〔原注〕

①龜山帝。

〔書き下し文〕

①龜山帝なり。

〔訳文〕

①龜山帝である。

〔語釈〕

文應 鎌倉中期、龜山天皇朝の年号。一二六〇～一二六一。

龜山帝 一二四九～一二〇五。一二五九～一二七四在位。鎌倉中期の

天皇。後嵯峨天皇の皇子。名は恒仁。儒学や漢詩文を嗜み、管

絃の秘曲を極めた。正応二年（一二八九）離宮禪林寺殿に出家。

〔極楽直道抄〕の撰がある。

慧俊 賢くて優れていること。また、その人。秀慧、俊慧。

侮弄 侮りもてあそぶ。

巖倉 今の京都市左京区岩倉付近。

髣髴 さも似たさま。さながら。また、ほんやりしてはつきりしない

さま、かすか、ほのか。「彷彿」「仿佛」とも表記する。

比數 ある範疇に数え上げること。

口頭 口先。口先で言うこと。

〔典拠〕

〔徒然草〕第二〇七段。